平成２２年（フ）第２５５号
千葉県柏市逆井５丁目４番20号
債務者　高橋　悦夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２５号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目５番地の23　高橋マンション302号
債務者　土橋美由紀（旧姓世古）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８５号
千葉県松戸市日暮２丁目11番地の14アメニティ八柱103号
債務者　廣井　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９９号
千葉県松戸市栄町８丁目627番地　松戸市営栄町住宅311号
債務者　入江　麻里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５００号
千葉県野田市清水660番地の32
債務者　桑原　歌子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０３号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目５番13―603号
債務者　嶋　　文幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１２号
北海道美唄市東４条南４丁目６番１―411号
債務者　松田　静恵（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９３６号
愛知県半田市新居町４丁目１番地の１　ボナール半田新居302号
債務者　加地百合子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１号
神戸市垂水区名谷町249番地の14
債務者　淺川　正宣
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３０号
神戸市中央区小野柄通３丁目１番20号塚本ハイツ204号、従前の住所熊本市佐土原１丁目８番45―401号
債務者　髙見　節三
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の２1011号
債務者　正木　民子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８００号
神戸市東灘区御影山手３丁目１番１―501号
債務者　石津　民子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４８号
神戸市長田区一里山町７番44号
債務者　髙橋真理子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番５―501号
債務者　山下　末子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６８号
神戸市東灘区深江北町３丁目７番１―108号、従前の住所神戸市中央区脇浜町１丁目３番１―704号
債務者　外山　則男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番16ー102号、従前の住所神戸市須磨区磯馴町６丁目２番５―404号
債務者　日置　利明
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９２号
神戸市北区唐櫃台２丁目32番302号
債務者　長友登志子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
沖縄県名護市大西１丁目20番15号
債務者　運天　英勝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部